

議案第 41 号
議決第 号

専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

2019年（令和元年）6月6日提出
始良市長 湯元敏浩

専決第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

始良市長 湯元 敏浩

始良市都市計画税条例の一部を改正する条例

始良市都市計画税条例（平成22年始良市条例第81号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第14項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の始良市都市計画税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。